

各種法令の対象外となっている PCB 含有固化土に関する新法と 国の補助金創出を求める意見書

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、絶縁性、不燃性などの特性によりトランス、コンデンサといった電気機器をはじめ幅広い用途で使用されてきたが、昭和43年にはカネミ油症事件が発生して、その毒性が社会問題化し、昭和47年以降はその製造が行われず、使用を終えたものはPCB廃棄物として廃棄物処理法に基づき、適正な保管が義務付けられている。

また一方、PCBに係る国際的な動きとしては、PCBを含む12種類の残留性有機汚染物質の全廃を内容とする「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」が平成13年5月にストックホルムにおいて採択されたところであり、わが国においては平成14年7月に国会で承認、翌8月には条約加入を果たしている。

このような状況から、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、平成13年6月22日にPCB特措法が公布され、同年7月15日から施行された。

しかしながら、この特措法が対象とするPCB廃棄物は限定されており、PCBが含まれた土壌などは対象外となっている。高砂市ではPCBの含まれた汚泥を浚渫して固化した含有固化土施設を抱えているが、法律上の位置づけがなく、最終的な完全撤去に向けた議論が難航しているところである。

高砂市だけでなく、工場の土壌汚染などで同種の問題を抱えている自治体や企業は多いと考える。そもそもPCBは国の政策により推進してきたものであり、その処理も国が責任をもって行うべきである。

よって政府においては、以上のことを踏まえ、下記の事項について早期に実施されるよう強く要望する。

記

- (1) 各種法令の対象外となっているPCB含有固化土に関して立法化して法律の対象とすること。
- (2) PCB含有固化土の処理技術の推進を進めること。
- (3) 処理にあたっての国の補助制度を創出すること。

以上、地方自治法第99条に規定により意見書を提出する

2009年（平成21年）3月31日

高砂市議会